

40号

第一號ハ 三月一日迄ニ滿次發達ハロイ
 第二號ハ 香 露
 第三號ハ 一 常 備 給 入 工 日 (實 派 ハ 三 日 一 日)
 第四號ハ 香 露
 第五號ハ 三月一日迄ニ工場開ニ就テ内員歸家發達ハ申

財團法人協調會大阪支所

大正十三年二月一日

財團協調會大阪支所長 藤澤



常務理事 添田敬一郎 殿

橋製麻工場争議之件 (第 四 号)

争議原因

一、同工場ハ前ノ争議ノ時解雇手當ハ三月一日迄ニ制定シテ發表ス
 ルト職工諸君ニ約束シタソシテ一月十八日ニ解雇手當規定ヲ發
 表シタ所ガ職工諸君ハ該規定ヲ見テ手當額ハ非常ニ少イト云ツ
 テ憤慨シタ、

参照、工場ノ發表シタ解雇手當規定

一、一ヶ年末満日給ノ十六日分